② 国、地方公共団体等は、緊急時の情報通信手段の整備・運用及び管理等に当たっては、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施と的確な操作の徹底、非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること等について十分考慮する。

③ 原子力事業者は、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等、原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で、後方支援拠点の候補地を選定しておく。

④ 原子力事業者は、重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携し、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊を整備するとともに、その能力を向上させる。

⑤ 国は、警察機関、消防機関、海上保安部署及び自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう、日頃から、原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備する。

⑥ 原子力緊急事態宣言発出後における官邸及び緊急時対応センターと現地の連絡については、原則として原子力施設等における応急措置に関する情報については原子力施設事態即応センターを通じ、原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援に関する情報については対策拠点施設を通じて行う。

⑦ 国は、対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え、あらかじめ代替施設を指定しておく。

⑧ 国は、地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備、対策拠点施設内の放射線防護対策等、施設の整備の推進を支援する。

⑨ 緊急時の環境放射線モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施する。

⑩ 原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構は、緊急時対策支援システム及び緊急時迅速放射能影響予測システムについて、自然災害等により情報が途絶することがないよう、適切に整備、維持及び管理するとともに、対策拠点施設への接続等必要な機能の向上を図る。

⑪ 地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定し、国及び原子力事業者は、必要な支援を行う。特に、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を管轄に含む地方公共団体においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定する。また、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域を管轄に含む地方公共団体においても、広域避難計画を策定する。

⑫ 国、地方公共団体、原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づくなど現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

⑵ 災害応急対策関連

① 原子力規制委員会、地方公共団体及び原子力事業者は、特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。）が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させる。

② 国は、環境副大臣（又は環境大臣政務官）及び原子力地域安全総括官を対策拠点施設に、原子力規制庁緊急事態対策監に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センターに派遣する。

③ 原子力規制委員会は、緊急時の環境放射線モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い、公表する。

④ 原子力災害対策本部長は、内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長のほか、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等など民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣、大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に、正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。

⑤ 原子力規制委員会は、緊急時の環境放射線モニタリング、緊急時迅速放射能影響予測システム、緊急時対策支援システム等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに、ホームページ等において公開する。

⑥ 各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

⑦ 原子力被災者生活支援チームは、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、避難指示区域等の設定見直し等の課題について総合的かつ迅速に取り組む。

⑶ 災害復旧関連

① 国及び地方公共団体は、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

② 国、地方公共団体、原子力事業者及びその他の関係機関は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

閣　　議

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月七日（金）

○１般案件（抜粋）

１．高齢社会対策の大綱について（決定）（内閣府本府）

１．一次産品のための共通基金を設立する協定からの脱退について（決定）（外務省）

１．九月以降の一般会計予算の執行について（決定）（財務省）

公　　告

諸　事　項

漁 業 財 団

東京都中央区豊海町４番５号**大洋エーアンドエフ株式会社**の漁業財団に汽船ふじ丸二号艇の船舶を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年９月 11 日　　東京法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第９０８号

愛知県岡崎市大和町字牧内39番地７

申立人　三原　　昇

本籍島根県出雲市上塩冶町2738番地37、最後の住所島根県松江市打出町43番地　授産センターよつば、死亡の場所島根県松江市、死亡年月日平成23年７月10日、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和23年８月２日、職業無職

被相続人　亡　三原二三男

島根県松江市学園２丁目21番28―203号ヴェルナール、事務所島根県松江市南田町62番地６　パラディーゾビル３階　弁護士法人山陰リーガルクリニック

相続財産管理人　弁護士　大西　智之

松江家庭裁判所